

6月定例会は、5月26日から6月12日までの18日間の会期で開催しました。

市長から一般会計補正予算案や条例改正案などの議案が提案され、いずれも原案どおり承認・可決・同意しました。(賛否表13ページ)

また、請願1件を採択し、委員会から提案した意見書案1件を原案どおり可決しました。

予算審査

可決

一般会計補正予算（第1号）

各分科会で補正予算を審査し、一般会計に8472万9千円を追加する補正予算を原案のとおり可決しました。補正予算の事業等は、下記のとおりです。

※【】内の金額は補正額（千円以下切り捨て）

◆民生費【8296万円】

- ・生活保護費
- ・生活保護医療・介護・経理事業
- ・保育所等給食支援事業

◆教育費【176万円】

- ・不登校対策校内支援充実事業

生活保護費

補正予算額：5843万円

生活困窮者が資産、能力等を活用してもなお生活に困窮する場合に、経済的な援助を行いながら生活を保障し、自立を助長する制度である。令和7年6月の最高裁判決により、過去の生活保護基準引き下げが違法と確定したことを受け、国が決定した追加給付方針に基づき、生活保護費の追加給付を行うもの。

質疑のポイント

問 八女市に住んでいる方は、申請せずに支払われるということか。

答 現に八女市で生活保護を受給中である場合、申請せずに追加給付が受けられる。

問 現在は生活保護が廃止され、申請が必要な方への周知方法は。

答 広報誌、ホームページ、八女市公式LINE、dボタン広報誌、FM八女での周知のほか、福祉課窓口にチラシなどを置いて、より広く周知に努める。

不登校対策校内支援充実事業

補正予算額：176万円

不登校対策を小学校の段階で早期に行い、不登校児童を減少させることを目的とする。また、不登校児童支援員を配置し、対策の充実と教員の働き方改革を両立させるもの。

質疑のポイント

問 不登校児童支援員の具体的な指導内容は。

答 学習定着度に応じた学習指導や配慮が必要な児童への教育相談、家庭への連絡等による不登校児童の支援等を行う。また、子どもたちとより深い関係を築き、学校に行くことに対するハードルを下げることである。

問 小学校での不登校支援の取り組みが、中学校でも成果が出ているのか。

答 不登校の傾向にある児童が早期に支援を受けることにより、少しでも学校に行けるようになることへつながると考える。



人事案件

次の方を任命することに **同意** しました。

農業委員会委員

(任期：令和8年7月20日から3年)

※農業委員会委員とは

法律に基づき設置される行政委員会で、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができる者のうちから、議会の同意を得て任命されるもので、任期は3年です。

柴田 (しばた)	丸林 (まるばやし)	馬場 (ばば)	大坪 (おおつぼ)	國武 (くにたけ)	橋爪 (はしづめ)	牛島 (うしじま)	堤 (つつみ)	中村 (なかむら)	溝田 (みぞた)	八田 (はった)	馬渡 (まわたり)
孝保 (たかやす)	京市 (けいいち)	一登 (かずと)	知美子 (ちみこ)	覚 (さとる)	寿賀夫 (すがお)	孝之 (たかゆき)	正義 (まさよし)	輝義 (てるよし)	耕一 (こういち)	久男 (ひさお)	高人 (たかと)
氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏
松本 (まつもと)	高山 (たかやま)	伊藤 (いとう)	野中 (のなか)	溝田 (みぞた)	栗原 (くりはら)	平島 (ひらしま)	中島 (なかしま)	原 (はら)	樋口 (ひぐち)	大石 (おおいし)	仁賀木 (にがき)
敬介 (けいすけ)	和典 (かずのり)	正博 (まさひろ)	敏光 (としみつ)	正忠 (まさただ)	嘉寿秀 (かずひで)	修 (おさむ)	広伸 (ひろのぶ)	義博 (よしひろ)	重樹 (しげき)	重信 (しげのぶ)	義文 (よしふみ)
氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏

条例の改正、請願・意見書

議案第40号

専決処分について

(八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

可 決

改正の背景・理由

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正に伴い、本市の国民健康保険税についても同様の措置を講ずるため、八女市国民健康保険税条例の一部を改正するもの。

改正の主な内容

国民健康保険税の基礎課税額（医療分）の賦課限度額を引き上げるもの。また、国民健康保険税の5割軽減、2割軽減に係る所得判定基準を拡充するもの。

反対討論（森茂生議員）

物価上昇に賃金の伸びが追いつかず実質賃金が4年連続でマイナスとなり、年金も実質的に低下している状況である。最近では、中東情勢などにより、異常な物価高に見舞われている。当然市民の経営も生活も大変な状況になっているのが今の現状である。このような厳しい現状のなか、本議案は低所得者対策は取っているものの、限度額の引き上げで、結局、市民負担は増える。このような時期に引き上げは、とても市民の納得を得られるものではない。

議案第42号 八女市税条例の一部を改正する条例の制定について

可 決

改正の背景・理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、必要な改正をしようとするもの。

改正の主な内容

個人市民税における各種税額控除の適用期限の延長及び新たな課税特例の創設、並びに固定資産税における免税点の引き上げによるもの等である。

反対討論（森茂生議員）

この議案は、多くの個人市民税の改正が混在しているが、この中の附則第19条の3（※）に反対するものである。高所得者ほど大きな減税効果が得られ、金持ち優遇税制だと言わざるを得ない。暗号資産を税制で優遇する一方で、トラブルに対する注意を呼びかけている政府や各省庁の対応は支離滅裂である。このような不労所得は優遇するのではなく税を重くする必要があると考える。

（※）附則第19条の3・・・特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る課税の特例で他の所得とは区分して100分の3の税率で課税する特例を新設するもの。

議案第44号 令和8年度八女市一般会計補正予算（第1号）

可 決

反対討論（森茂生議員）

生活保護費の追加給付については、給付を受けていた時期に住んでいた自治体に申し出なければならぬ。周知には努めるとはいうものの、果たして対象者に届くのか。対象者には1人残らず追加給付を行う必要があると考える。そのためには、八女市で対象者を把握できる場合は申し出ることなく追加給付を行う、または個別に通知するような対策が必要ではないか。国がそのような指導をしていないため、仕方がないというのも理解はするが、どうしても納得はできない。

賛成討論（三角真弓議員）

不登校対策校内支援充実事業は、不登校増加の現状に対して必要不可欠なものである。生活保護費は、コロナ禍以降、物価高をはじめとして多くの市民が厳しい生活を余儀なくされており、このタイミングで少しでも生活の支援となると考えられる。課を超えた横断的かつ、各支所との連携により一人ももれなく対象者に給付されることを確信する。

請願・意見書

地方財政の充実・強化を求める意見書採択のための請願

採 択・可 決

請願者・・・三角 博 氏 紹介議員・・・川口 誠二 議員

地方公共団体は、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足し、職場における疲弊感日々深刻化している。

令和9年度の政府予算と地方財政の検討にあたって、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、8項目について意見書を提出するもの。

傍聴者の声

傍聴者数：延べ54人

～議会を傍聴してのご意見・ご感想～

（原文のまま記載）

貴重なご意見・ご感想ありがとうございました。

○議会側は行政執行部との答弁・約束の実施状況をよく点検し改善していくよう配慮してください。

○スクリーンを活用した説明、デジタル化できるところは検討をお願いします。